

第61回人権理事会ハイレベルセグメント 大西外務大臣政務官ステートメント

人権理事会議長、人権高等弁務官、御列席の皆様、

日本国政府を代表して、ステートメントを行う機会を得たことを大変光栄に思います。

議長、

今日、ウクライナ、ミャンマー、スーダンを始め、世界各地で多くの人々が厳しい人権状況に置かれています。

自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則に基づいた国際秩序が挑戦を受けている中、国際社会は、これを守り抜くため、明確なメッセージを発し、行動する必要があります。

議長、

人権擁護は国家の基本的な責務です。その実現を支援するため、国際社会は「対話」と「協力」を続けることが重要です。

日本は、二国間の人権対話を推進するとともに、各国自身の取組を支援してきました。

その一つとして、日本は、カンボジアと人権対話を行い、カンボジア自身の努力を後押しする人権状況決議を継続的に提出し、昨年10月の決議を含めすべてコンセンサスで採択されています。同国の人権状況改善に向けた取組が促進されることを期待しています。

日本は、ハンセン病差別撤廃決議も継続的に提出してきました。ハンセン病差別の歴史は長く、差別撤廃は道半ばです。日本はこれから

も国際社会と協力してハンセン病に係る差別や偏見の撤廃に尽力してまいります。

また、本年、国連人権高等弁務官事務所に約360万ドルを拠出し、シリア、パレスチナ、コンゴ民主共和国、モルドバ等における人権擁護のためのプロジェクトを支援します。

女性の人権の保護も重要です。日本は、国連女性機関に対して昨年約1300万ドルの拠出等を通じてジェンダー平等と女性のエンパワメントを支援しています。また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表の活動も支援しています。

引き続き、日本は国連人権高等弁務官事務所をはじめとする国際機関と緊密に協力し、国際的な人権の保護・促進に貢献します。

議長、

「対話」と「協力」の一方で、深刻な人権侵害に対しては、国際社会がしっかりと声を上げる必要があります。

拉致被害者やその御家族も御高齢となる中、人命にかかわる北朝鮮による拉致問題は、一刻も早く解決しなければならない人道問題です。北朝鮮人権状況決議も通じ、日本は、国際社会と緊密に連携し、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の即時帰国を改めて強く求めます。

また、自由、基本的人権の尊重、法の支配は、香港、新疆ウイグル自治区、チベット自治区を始め、中国でも同様に保障されるべきです。日本は、中国の人権状況を深刻に懸念しており、中国に対し、建設的で具体的な行動を改めて強く求めます。

昨年末以降、イランにおいて生じている抗議活動に関し、日本は平和的に行われるデモ活動に対するいかなる実力行使にも反対の立場であり、表現の自由、結社の自由及び報復のおそれがない平和的な集会の自由といった市民の基本的権利が保護されるよう求めます。

ガザ地区における深刻な人権・人道状況の継続に深刻な懸念を有しています。日本としては、様々な支援を通じた「平和を支える取組」を行うことで、ガザ地区の復興に関与し、同地区の人権・人道状況の改善に貢献していきます。

議長、

日本は国内でも人権に関する取組を続けています。

昨年12月、企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を改定しました。

日本は、改定された行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進及び持続可能な開発目標の達成に向けた取組を進めてまいります。

議長、

世界の人権状況の改善は、一朝一夕には成し得ません。日本は、人権理事会理事国として、引き続き、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していく所存です。

御静聴ありがとうございました。

(了)